

荒尾市低所得のひとり親世帯への 生活支援特別給付金のご案内

1. 対象世帯

県内において既に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を受けた「ひとり親世帯」が対象となります。

● **給付額** 1世帯**2万円**（第2子以降児童一人当たり5千円加算）

2. 手続きについて

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を既に受給された方には申請不要（※1）で支給されます。

○なお、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の「その他世帯分」を受給された方のうち、ひとり親世帯に該当する方は申請（※2）することにより、本給付金を受給することができます。

（※1）

- ・受給を拒否される場合はお申し出ください。
- ・今後給付を受けられる方には、令和4年9月以降順次振り込みます。

（※2）

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給時点で事実婚だった方は給付金を受けることはできません。
- ・申請書については市ホームページからダウンロードいただくか、子育て支援課までお問合せください。
- ・申請期限は、令和5年3月10日までです。

3. 支給時期について

- ・申請が不要な方には、令和4年8月下旬に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給口座へ振り込みを予定しています。
- ・申請が必要な方は、申請書の審査後、支給対象者へ申請の翌月末日に指定された口座に振り込みます。